

四日市市訓令第5号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市役所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市役所処務規程の一部を改正する規程

四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正後		
第3条（略）		
2 第2条及び前項に定めるもののほか、次に掲げる職を設け、その職務を定める。		
職	職を設ける部課等	職務権限
（略）		
法務専門監	総務部総務課	上司の命を受けて法務その他特定の事務を処理する。
<u>会計専門監</u>	<u>財政経営部財政経営課</u>	<u>上司の命を受けて公会計制度その他特定の事務を処理する。</u>
副参事	必要な課に限る。	上司の命を受けて特定の事務を処理する。
（略）		
3から5まで（略）		

改正前		
第3条（略）		
2 第2条及び前項に定めるもののほか、次に掲げる職を設け、その職務を定める。		
職	職を設ける部課等	職務権限
（略）		
法務専門監	総務部総務課	上司の命を受けて法務その他特定の事務を処理する。

副参事	必要な課に限る。	上司の命を受けて特定の事務を処理する。
(略)		
3 から 5 まで (略)		

附 則

この規程は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

(総務部総務課)